

議提第1号

小松島市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成28年3月25日

小松島市議会議長 井村 保裕 殿

提 出 者	小松島市議会議員	出 口 憲二郎
	〃	宮 崎 欽 司
	〃	広 田 和 三
	〃	佐 野 善 作

小松島市議会基本条例の一部を改正する条例

小松島市議会基本条例（平成21年小松島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

前文中「市民福祉の向上」を「市民福祉の増進」に、「執行及び評価を」を「執行及び評価を、」に、「論点及び争点を」を「論点及び争点を、」に改める。

第1条中「この条例」を「小松島市議会基本条例」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（議会の会期）

第3条 議会は、市政の執行に関する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の更なる充実及び強化を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるよう、会期を通年とする。

2 委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

第6条に次の1項を加える。

6 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付けるとともに、その審議においては、必要に応じて、これら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

第10条に次の2項を加える。

2 市長は、施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

3 議会が予算を伴う条例を制定するときは、市長と協議するものとする。

第13条第1項中「市民に対し」を削る。

第23条を第27条とし、第19条から第22条までを4条ずつ繰り下げ、第18条を第19条とし、同条の次に次の3条を加える。

（危機管理）

第20条 議会は、災害等の不測の事態から、市民の生命身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議会及び議員は災害等の不測の事態が発生したときは、市長と連携し次の各号に掲げる対応を行うものとする。

（1） 議員による協議又は調整を行うための会議等を開催しなければならない。

（2） 状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言を行わなければならない。

(議会モニターの設置)

第21条 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため議会モニターを設置することができる。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会アドバイザーの設置)

第22条 議会は、広く英知を結集して活動をするため、議会アドバイザーを設置することができる。

2 前項の議会アドバイザーに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第17条を第18条とし、同条に次の1項を加える。

2 市長は、この目的を達成するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるものとする。

第16条を第17条とし、同条に次の2項を加える。

2 議長は、議会の政策立案等に資する職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請するものとする。

3 議長は議会の事務局長その他の職員を任免するときは、市長と協議するものとする。

第15条の次に次の1条を加える。

(政策研究会)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対し、共通認識の醸成を図り、合意形成に資するとともに、条例案の策定や政策立案等を行うため、政策研究会を置くことができる。

2 政策研究会に関することは、別に議長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

小松島市議会基本条例（平成21年小松島市条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（前文） （略） 議会が市民の代表機関として，地域における民主主義の発展と<u>市民福祉の向上</u>のために果たすべき役割は，将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて，自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日，議会は，その持てる権能を十分に駆使して，自治体事務の立案，決定，<u>執行及び評価</u>を議会が審議する場合における<u>論点及び争点</u>を広く市民に明らかにする責務を有している。自由闊達な討議をとおして，これら論点及び争点を発見，公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。 （略）</p> <p>（目的） 第1条 <u>この条例</u>は，分権と自治の時代にふさわしい，市民に身近な政府としての議会及び議員活動に必要な議会運営の基本事項を定めることによって，市政の情報公開と市民参加を基本とした，市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>（前文） （略） 議会が市民の代表機関として，地域における民主主義の発展と<u>市民福祉の増進</u>のために果たすべき役割は，将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて，自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日，議会は，その持てる権能を十分に駆使して，自治体事務の立案，決定，<u>執行及び評価</u>を，議会が審議する場合における<u>論点及び争点</u>を，広く市民に明らかにする責務を有している。自由闊達な討議をとおして，これら論点及び争点を発見，公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。 （略）</p> <p>（目的） 第1条 <u>小松島市議会基本条例</u>は，分権と自治の時代にふさわしい，市民に身近な政府としての議会及び議員活動に必要な議会運営の基本事項を定めることによって，市政の情報公開と市民参加を基本とした，市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>改正 改正 改正 改正</p>

<p>(定義) <u>第2条 この条例において市民とは、市内に在住，在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。</u></p>		削除
<p>(議会等の活動原則) <u>第3条 (略)</u></p>	<p>(議会等の活動原則) <u>第2条 (略)</u></p>	改正
	<p>(議会の会期) <u>第3条 議会は、市政の執行に関する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の更なる充実及び強化を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるよう、会期を通年とする。</u> <u>2 委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。</u></p>	追加
<p>(市民参加及び市民との連携) <u>第6条 (略)</u> 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)</p>	<p>(市民参加及び市民との連携) <u>第6条 (略)</u> 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) <u>6 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付けるとともに、その審議においては、必要に応じて、これら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。</u></p>	追加

(予算及び決算における政策説明)

第10条 (略)

(委員会の活動)

第13条 委員会審査に当たっては、市民に対し積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(議会事務局の体制整備)

第16条 (略)

(予算及び決算における政策説明)

第10条 (略)

2 市長は、施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

3 議会が予算を伴う条例を制定するときは、市長と協議するものとする。

(委員会の活動)

第13条 委員会審査に当たっては、_____積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(政策研究会)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対し、共通認識の醸成を図り、合意形成に資するとともに、条例案の策定や政策立案等を行うため、政策研究会を置くことができる。

2 政策研究会に関することは、別に議長が定める。

(議会事務局の体制整備)

第17条 (略)

2 議長は、議会の政策立案等に資する職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請するものとする。

3 議長は議会の事務局長その他の職員を任免するときは、市長と協議するものとする。

追加

追加

削除

追加

改正

追加

追加

(議会図書室の充実)
第17条 (略)

(議会広報の充実)
第18条 (略)

(議会図書室の充実)
第18条 (略)

2 市長は、この目的を達成するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるものとする。

(議会広報の充実)
第19条 (略)

(危機管理)
第20条 議会は、災害等の不測の事態から、市民の生命身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。
2 議会及び議員は災害等の不測の事態が発生したときは、市長と連携し次の各号に掲げる対応を行うものとする。
(1) 議員による協議又は調整を行うための会議等を開催しなければならない。
(2) 状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言を行わなければならない。

改正
追加

改正
追加

	<p><u>(議会モニターの設置)</u> <u>第21条</u> 議会は、市民の意見を広く聴収し、議会活動に反映させるため議会モニターを設置することができる。 <u>2</u> 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	追加
	<p><u>(議会アドバイザーの設置)</u> <u>第22条</u> 議会は、広く英知を結集して活動をするため、議会アドバイザーを設置することができる。 <u>2</u> 前項の議会アドバイザーに関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	追加
<p>(議員の政治倫理) <u>第19条</u> (略)</p>	<p>(議員の政治倫理) <u>第23条</u> (略)</p>	改正
<p>(議員定数) <u>第20条</u> (略)</p>	<p>(議員定数) <u>第24条</u> (略)</p>	改正
<p>(議員報酬) <u>第21条</u> (略)</p>	<p>(議員報酬) <u>第25条</u> (略)</p>	改正
<p>(最高規範性) <u>第22条</u> (略)</p>	<p>(最高規範性) <u>第26条</u> (略)</p>	改正
<p>(見直し手続) <u>第23条</u> (略)</p>	<p>(見直し手続) <u>第27条</u> (略)</p>	改正